

山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日時 平成 21 年 6 月 26 日（金） 14 時 00 から
- 2 場所 あこや会館 202 会議室
- 3 議題
 - (1) 諮問事項
山形県屋外広告物条例第 2 条第 1 項第 9 号の指定地域の変更について
 - (2) 報告事項
 - ①屋外広告物違反状況について
 - ②屋外広告物条例一部改正について
 - ③マイタウンクリーン推進事業の実施について
 - ④景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について
- 4 出席委員 早坂委員、西長委員、井上委員、佐藤委員代理、高村委員代理、堀金委員代理、後藤委員、澤渡委員、増田委員、佐藤委員 10 名
欠席委員 山口委員、庄司委員、山畑委員、松山委員、市川委員、小野委員 6 名
- 5 事務局報告 本審議会が開催要件を満たしていることを事務局から報告した。また、屋外広告物審議会規則第 4 条第項の規定により会長が議長になるとされている旨を説明し、早坂会長に議長をお願いした。

6 議事

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の議事録署名委員 2 名を私から御指名申し上げます。

井上委員、西長委員の両委員をお願いいたします。

(議長)

諮問第 1 号「山形県屋外広告物条例第 2 条第 1 項第 9 号の指定地域の変更について」事務局の説明を求めます。

(事務局 議案のとおり説明)

(議長)

端的に言いますと、都市計画道路に指定されたことによって規制が今までより厳しくなるということです。

そして将来道路が高速道路として供用されますと更に規制が厳しくなるという対応にな

ります。

そのことについて御説明頂きました。

(後藤委員)

5年間の経過措置と供用後の違反との関係性はどうなるのでしょうか。

供用はいつになるかわからないですけど、仮に5年以内に供用開始になった場合にでも、経過措置として今ある看板は掲げておくことができるのか、それとも経過措置があつたとしても供用開始になれば違反としてすぐ撤去しなければいけないのか。

この供用後の違反と5年間の経過措置の関係を教えてください。

(事務局)

現在の都市計画決定だけでは、違反物件はありません。

写真で示しております7件については、これは供用段階で違反になるというもので、供用になってから5年間はいわゆる経過措置ということで猶予されるということです。

(後藤委員)

供用開始になると違反ということだから、供用になってから5年間は認められるということになるのですね。

(事務局)

はい。

(後藤委員)

ところで、供用はいつになるのでしょうか。

(事務局)

いつ供用になるということは申し上げられませんが、今回都市計画決定された時に供用後のことに関しても繋がっていくことになるので、あらかじめそういうふうな状況をお伝えする必要があると考えています。

先程申し上げましたように都市計画決定だけでは、資料「屋外広告物規制区域の変更について」の真ん中の図のように現在無規制のところだけが対象になるものですから、この範囲については、変更により違反になる物件はないということになります。

(増田委員)

供用後は第2種特別規制地域になるわけですけども、そうなった場合に予想される違反物件が資料として出ているものということになるのでしょうか。

これ以外はないということなんですか。

(事務局)

現在調べた結果では、これ以外はないということです。

しかし例えば、無届けで掲出しているということもあります。

今回の変更で問題となるのはいわゆる既存不適格のものだと考えています。

新たに規制がかかるものですので、既存不適格というものを把握しておいて、先程申し上げましたように現段階で違反になると予想されるものについて、掲出者に対しても説明していくということをスケジュールの中にもいれております。

(増田委員)

第2種特別規制地域になると自家用広告看板の面積もかなり小さくなってしまうと思うのですけれども、それでも今回の資料のとおりの違反件数なんでしょうか。

感覚的にはもっとたくさんあるんじゃないかと思うのですけれども。

そういうことはないですね。

(事務局)

供用後の話ですね。

これを管轄している庄内総合支庁というところがあるんですがその支庁で全部調べたということです。

(井上委員)

まだ都市計画決定された道路はできていないということですね。

(事務局)

今はそうですね。

(井上委員)

今回の規制が変更になる場所のうち写真の中で右と左に写真がありますがどんな関係があるのでしょうか。

(事務局)

さきほどの都市計画決定の規制がかかる場所のうち、3箇所写真と同じような場所で2枚ずつ載せているものです。

現在はこのような状況なので、広告が全くないという状況です。

(議長)

それは今回規制が強くなる無規制地域の現在の状況ですね。

(事務局)

そうです。

(井上委員)

アングルを変えて撮った写真を載せているということですね。

(事務局)

そうです。

(議長)

それではスケジュールでいいますと、告示を 12 月に予定されているようではありますが、そのときに将来違反になりますよという通知が掲出者のところに送られるということになるのですね。

(事務局)

将来のことについての説明は、スケジュールでいうと 8 月の中旬から 9 月中旬の掲出者・関係機関への説明というところで、現段階で既存不適格の方には御説明させていただきます。

(議長)

その他何か御意見ございませんでしょうか。

(澤渡委員)

屋外広告物は景観を考える上で阻害するというか、特に日本では国道沿いとか道路沿いに看板が多すぎるといった面があります。

これは基本的に国土交通省の管轄なんですね。

(事務局)

屋外広告物につきましては、屋外広告物法という法律があるんですけれどもそれを受けた形の条例として、山形県も条例を作っております、国内でも条例としてはかなり厳しい条例だと考えております。

(澤渡委員)

それでは都道府県によってそれぞれの考えや気風といったものがあるのでしょうか。

(事務局)

基準が県によって違うということがあります。

本県の場合は他県に比べて厳しいといわれております。

(議長)

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

それでは先程から説明がありますようにこの件に関しましては、指定地域を追加するという方向で進めていきたいと思うんですが御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ありがとうございます。

それではスケジュールに沿って事務局のほう進めてください。

(議長)

続きまして報告事項に入らせて頂きます。

始めに「屋外広告物の違反状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料のとおり説明)

(議長)

ありがとうございます。

ただいまのことにつきまして何か御意見ございますでしょうか。

(議長)

先程の議題について、経過措置は5年ということでしたが、この資料で調査しているものについても経過措置は同じですか。

(事務局)

簡易広告物の場合は地域規制を行っておりません。共通のものという認識で指導しておりますので、経過措置というものはございません。

(議長)

相変わらず設置された時点から違反とわかっているような広告物があるわけですね。ぜひ是正を進められるようにお願いしたいと思います。

(議長)

続きまして「屋外広告物条例の一部改正について」事務局より御説明願います。

(事務局 資料のとおり説明)

(議長)

具体的には資料の新旧対照表の右の方の下から3つめが変更になるのですか。日本年金機構というのが左にはなかったようですがそれが増えたということですか。

(事務局)

左の表が前回改正したときのままのものになります。その後法人はいろいろ変わっておりますが、今回の改正で右側の表に変えたというものです。

一番下のところでアンダーラインを引いているところで改正後になくなったところが今回の改正の変更点です。

(議長)

これについて何か御意見ございますでしょうか。

それではこれについては御了承頂きますようお願いいたします。

次に「マイタウンクリーン推進事業の実施について」事務局より説明願います。

(事務局 資料のとおり説明)

(議長)

ありがとうございます。

これにつきまして何かございますでしょうか。

御了承頂けますでしょうか。

それでは次に「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について」事務局より説明願います。

(事務局より資料のとおり説明)

(議長)

他に何か御意見、御質問等ございませんか。

(後藤委員)

事務局の補足のようになっていますが、この万歳の松というのは私の住んでいる近くにございまして、国道13号沿い、私の母校である万歳小学校の校庭にありました。

学校は八幡原に移転しましたが、この歴史的価値というのは明治14年10月3日に明治天皇が東北巡行ということで米沢から三島通庸が栗子隧道を掘って、明治天皇が通過するときに盛大に開通式をしました。

その時に米沢から出発をして、この万歳の松の場所で休憩なさったということで、文献を見ますと、馬が三百頭、首席随員が大隈重信というものすごい行列だったと思うのですが、その巡行から6年ぐらいしてからこの休憩なさったことを記念して、松を植えたのです。

文献によりますと青松一株とあり、樹齢200年ということです。

そうすると、樹齢80年ぐらいの割合太い松を植えたということになると思っております。

そして、この松が学校のグラウンドにあったものですから、地元で万歳の松保存会というのを立ちあげてこれを維持しているという状態です。

そしてそこには留連の碑というのが建てられております。

そういう由緒のある松なので景観重要樹木に真っ先に手を挙げたところ、第1号の指定を受けたという歴史的で由緒ある松です。

かつての万歳小学校の校歌にも歌われています。

(議長)

大変丁寧な御説明ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。
なければ御了承頂きたいと思えます。
以上で報告事項は終わりましたが他に何かございますでしょうか。
活発な御意見ありがとうございました。
以上で本日の議事はすべて終了いたしました。
ありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたり御審議頂きありがとうございました。
以上を持ちまして本日の審議を終了させていただきます。

平成21年6月26日